

三田市まちづくり基本条例 小委員会案（第 1～4 章修正）

第 1 章 総則

条例の目的、用語の定義、まちづくり基本条例の位置づけ、まちづくりを進めるにあたっての基本的な原則を規定します。

（目的）

この条例は、

- ・ まちづくり／自治の基本原則を定め、
- ・ 市民の権利・責務と、市民の信託に基づく市議会、市長等の役割・責務を明らかにし



もって、

- ・ 市民主体のまちづくりの推進/市民自治の確立と
- ・ 持続可能で暮らしやすいまちの実現/三田市の発展/市民福祉の向上を図る

【解説】

「まちづくり」とは、この条例で定義することはありませんが、市民自治を確立し、持続可能で暮らしやすいまちを実現するための市民、地域、市の営みすべてを包括したものにとらえています。

第 12 回策定委員会での議論

まちづくり憲章については、次のような意見があった。

- ・ まちづくり基本条例のめざすものが「まちづくり憲章に掲げるまちの実現にある」と規定すべきとの意見
- ・ まちづくり憲章との関係は条例前文で盛り込むほうがよいとの意見

- ・まちづくり憲章との関係は言及せず、「市民自治の確立をめざす」ことを規定すべきといった意見

【対応案】小委員会で検討する。

第9回小委員会での議論

- ・まちづくり憲章とは上下の優劣関係ではないが、何らかの言及（例えば「まちづくり憲章を規範として市民自治を確立します。」のように）はすべきであるとの意見と、含めるべきではないとの意見があった。

→案を作成しました。なお、まちづくり憲章については、前文で書くこととします。

参考（委員長案）

（目的）

市民主体のまちづくりを進めるため、補完の原則に基づき、まちづくりにおける市民、市議会、市長等の役割を明らかにし、三者が協働して三田まちづくり憲章に掲げるまちを実現することを目的とします。

【解説】

- ・三田まちづくり基本条例の制定目的について規定します。市民主体のまちづくりを進めるため、自らの地域をどうしていくか、市民が主体的に考え、市民が行うほうが望ましいことは市民が行い、市民だけではできないことは市が行うとともに、市民、市議会、市長等が協働して取り組むことによって、将来にわたって持続可能な三田まちづくり憲章に掲げるまちを実現することを目的とします。

(定義)

用語の定義について規定します。

- (1) 市民 市内に在住、在勤、在学する者、市内で事業活動その他の活動を行う者、団体
- (2) 市長等 執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (3) 市 市議会及び市長等

【解説】

- ・用語の定義について、次のとおり規定します。
 - (1) 三田市に住み、働き、学び、事業を行うすべての人によって、まちづくりを進めていくため、「市民」を「住所を有する者」に限定せず、「市内に在住・在勤・在学、市内で事業活動を行う個人」と「法人や団体」を含むこととします。なお、高齢者、障がい者、子ども、外国籍など、年齢や心身の状況、国籍等にかかわらず、等しく「市民」の権利をもち、責任を負います。市内に土地等を所有する個人及び法人は、ここでの「市民」には含まないと考えていますが、都市計画決定など、その利害に関係するときは、当然、参加等を行うことができますし、また一定の責務等を負うこととなります。
 - (2) 地方自治法第138条の4、第180条の5で規定されている市長その他の市の執行機関を総称して「市長等」と定義します。
 - (3) 議決機関である「市議会」と執行機関である「市長等」を合わせて「市」と定義します。/地方自治体としての三田市を「市」と定義します。

小委員会、策定委員会での議論

(1) 市民

- ・事業者が取り組むべき特化した責務（社会的責任をもって、調和のあるまちづくり活動を行う等）についての規定においてはどうかという意見があった。（第3回小委員会）

【対応案】小委員会で決定する。

(2) 市長等

- ・含まれる内容を明確に書く。（第5回小委員会）→修正済

(4) まちづくり

- ・「まちづくり」というのは、活動だけではない。「持続可能で、暮らしやすいまちを実現すること」はどうかという意見があった。（第12回策定委員会）
- ・定義しなくてもよいのではないかという意見があった。（第12回策定委員会）

第9回小委員会での議論

- ・「市」の定義について、地方公共団体としての市とするか、市議会及び市長等とするか整理する必要があるとの意見があった。
→全体を通しての用語の使い方を踏まえて整理する。
- ・「まちづくり」の定義は、「市民自治を確立し、持続可能で暮らしやすい三田のまちを目指す営みを目指す仕組み」とすれば良いのではないかとの意見、「まちづくり」は定義よりも前文で書けば良いのではないかとの意見があった。また、「まちづくり」と「市政」は定義しなくてもよいのではないかとの意見があった。
→「まちづくり」と「市政」の定義は省き、「まちづくり」の内容は目的規定に盛り込むこととして修正しました。

その他

- ・(2)市長等→解説の文言を整理しました。

(最高規範性/この条例の位置づけ)

- ・市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限に尊重すること。
- ・まちづくりに関する例規等の制定、改廃に当たっては、この条例と整合を図ること。

【解説】

- ・最高規範性という表現を用いるべきかどうかをめぐっては、意見が一致していません（そのため両論併記しています）。

この条例はまちづくりの基本原則や基本ルールを定めるものであるため、市民、市議会、市長等は、この条例の規定を最大限尊重することを定めます。また、まちづくりに関する条例、規則等の制定や改廃等や各種の計画等の策定においても、この条例に整合することが求められるものとしします。

第12回策定委員会での議論

最高規範性については、次のような意見があった。

- ・「最高規範性」という言葉は、上位法に優先するようなイメージで、市民に誤解をまねくおそれがあり、用いるべきでないとの意見
- ・条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりに関する例規等の制定、改廃に当たって、この条例と整合を図るためにも「最高規範性」という言葉を用いるべきとの意見

第9回小委員会での議論

- ・最高規範については、策定委員会で検討することとなった。
 - ・見出しを「この条例の位置づけ」とすれば良いのではないか、との意見があった。
- 見出しに「この条例の位置づけ」を加え、両論併記しています。

参考（委員長案）

（最高規範性）

- ・市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限に尊重すること。
- ・まちづくりに関する例規等の制定、改廃に当たっては、この条例と整合を図ること。

【解説】

- ・この条例を基本的なルールとしてまちづくりを行うため、まちづくり基本条例が、三田市のまちづくりを進めるうえでの最高規範であることを定めます。これにより、まちづくりに関する他の条例、規則等の制定や改廃等や各種の計画等の策定においても、この条例の内容に則って、整合を図っていく必要があります。

(まちづくりの基本原則)

市民、市議会、市長等がまちづくりを行うにあたっての基本原則を規定します。

・ **情報共有の原則**

市民、市議会及び市長等は、それぞれが有するまちづくりに関する情報を共有しながらまちづくりを進めること。

・ **補完(性)の原則**

市民にしかできないことは市民が行い、市民一人で解決できないことは地域が、地域で解決できないことは市が行い、より身近なところで問題解決に取り組むこと。

・ **市民参加の原則**

市民は、まちづくりの主体者であり、まちづくりは市民参加により行われること。

・ **協働の原則**

市民、市議会及び市長等は、共通の目的を実現するために、相互の信頼に基づいて、それぞれの役割と責任のもと、対等の立場で活動、連携、協力しながらまちづくりを進めること。

・ **評価の原則**

市民、市議会及び市長等は、まちづくりの評価を行い、その結果をまちづくりに活かすこと。

【解説】

- ・ 市民、市議会、市長等が共に三田市のまちづくりを進めるうえで、特に重要な事項を基本原則として定めます。

情報共有の原則

市民主体のまちづくりを行うに当たっては、まちづくりに関する情報が共有されていることが前提となります。そこで、市民、市議会、市長等が互いに必要な情報を共有することを規定します。市議会や市長等は、市が保有する情報を分かりやすく市民に情報を提供するだけでなく、市民、市議会及び市長等のそれぞれが地域の課題解決につながる情報を積極的に発信し、共有する必要があります。

補完(性)の原則

多種多様な市民ニーズを満たすためには、市民一人ひとりや市民活動に取り組む団体、地域コミュニティ、市（市議会、市長等）など、まちづくりを担うあらゆる主体が役割を分担しつつ、お互いに連携していく必要があります。

市民主体のまちづくりをすすめるためには、地域の課題をより身近なところでより身近な主体が問題解決に取り組むことが重要です。このことから、市民一人ひとりでできることは個人で、個人で対応できないことは地域で、地域で対応できない課題等については市が取り組むという形で役割分担することを、補完（性）の原則として規定します。

市民参加の原則

この原則は、市民がまちづくりの主体者であり、「まち」のあり方を最終的に決定する主体であるということを確認する原則です。

市民は、「まちづくりの主体者」として、自らまちづくりに主体的に参加し関わっていく権利があることと同時に、市民の負託を受けた市が行うまちづくりが市民の意思に従って行われるよう、関心を持って参加し関わっていく権利があることを規定します。

協働の原則

市民主体のまちづくりを効果的に進めるため、市民個人や市民活動に取り組む団体、地域コミュニティ、市（市議会、市長等）など、まちづくりに関わるあらゆる主体が、まちづくりの目標を共有し、それぞれの役割を果たすとともに、対等の立場で、相互の信頼に基づいて、力を合わせて連携や協力を行うことを協働の原則として規定します。

評価の原則

まちづくりは継続的に行われるものであるため、市民主体のまちづくりが進んでいるかどうか、まちづくりの成果などについて検証、評価し、次のまちづくりにつなげることが重要です。そこで、まちづくりの基本原則の一つとして評価の原則を規定します。

小委員会、策定委員会での議論

「補完の原則」については、次のような意見があった。

- ・「必要に応じて」という表現が違和感があるとの意見（第14回策定委員会）
→条文案を修正。
- ・市民参加の原則との関係から疑問とする意見（第8回小委員会）

- ・協働と補完はセットで、補完の考え方に裏打ちされた協働という構成にすべきではないかという意見（第7回小委員会）

第9回小委員会での議論

- ・まちづくりの原則における「補完の原則」については「まちづくりは、市民が主体的に行い、市民ができないことを市に対処させること」とすれば良いのではないかとの意見、「市民参加の原則」の「まちづくりの主体者」との整理が必要といった意見があり、再度内容について検討することになった。
→「補完の原則」の内容及び解説を修正するとともに、それに伴い「市民参加の原則」と「協働の原則」の解説を修正しました。

第2章 情報共有

「市民主体のまちづくり」を進める大前提として、市民、議会、市長等が情報共有を行うことについて規定します。

(市民の情報発信と共有)

- ・市民同士が身近なまちづくりの課題等の情報を自ら発信し、互いに共有すること。
- ・市長等は、市民が情報や意見を交換できる機会や場の提供に努めること。

【解説】

- ・地域の課題やニーズにつながる情報、地域での活動の情報といったまちづくりに関する情報は、地域で生活する市民にとって最も身近であると同時に、共有すべき情報といえます。そこで、市民同士が身近なまちづくりに関する情報を発信し、共有することについて定めるとともに、市長等は、市民同士が情報共有を進めるための機会や場の提供に努めることを規定します。

また、平常時の見守りや災害時の手助けなどを地域で行っていくためには、地域で情報が共有されていることが不可欠です。そのためには、市から地域への情報提供のあり方の検討や地域が情報を共有しやすくするための市の支援も必要となります。そこで、市民同士や地域で情報を共有する仕組みについて、市民と地域と市が一緒になって議論し、条例の制定などによる制度構築について検討することを、市長と議長に対して求めます。

第12回策定委員会での議論

- ・地域で平常時の見守りや災害等への対応を担っていくための、市民間の情報共有のあり方や地域での個人情報の取り扱いについて議論があった。
→解説に、地域で情報共有を行うための市の支援のあり方について、市民と地域を含めた検討を市長と議長に求める旨追加しました。

(情報共有のための市長等の責務)

- ・市民が必要とする情報を的確に把握し、適切な時期に、適切な方法で、市の有する情報を分かりやすく公開、提供すること。
- ・どのような環境におかれた市民であっても必要な情報を確実に入手できるよう措置を講じること。
- ・三田市情報公開条例により、積極的にまちづくりに関する情報の提供、公表を進め、情報公開の総合的な推進に努めなければならないこと。

【解説】

- ・まちづくりに関する情報共有を図るための市長等の責務について規定します。
市は、情報共有を進めるためには、市民からの請求に応じて情報を公開するだけでなく、むしろ積極的にまちづくりに関する情報を提供していく必要があります。そこで、市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握し、必要な情報が必要な市民に届くよう、適切な時期に適切な方法で提供しなければならないことを、市長等の責務として定めます。また、市長等は三田市情報公開条例（平成15年3月31日三田市条例第2号）により、情報公開の総合的な推進に努めなければならないことについても規定します。

その他

→解説の文言を整理しました。

(個人情報保護)

- ・市長等は、三田市個人情報保護条例により個人情報を保護しなければならないこと。
- ・市民は、まちづくりを行うに当たって、個人情報を取り扱うときは、適正な取り扱いに努めること。

【解説】

- ・まちづくりに関する情報の提供に当たって、市が保有する個人情報が不適切に取り扱われ、権利利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、利用、提供、管理などについて、市長等は、三田市個人情報保護条例（平成12年3月31日三田市条例第5号）に基づき、適切に保護しなければならないことを定めます。

また、市民がまちづくりを行うに当たっても、個人情報を取り扱うときは、適正な取り扱いに努めなければならないことを定めます。これについては、個人情報保護条例に規定を設けて明確化するなど、今後検討が必要です。

第12回策定委員会での議論

市が保有する市民の個人情報を地域団体等に提供することについて、条例に盛り込むべきという意見と、盛り込むべきではないという意見があった。

- ・市が保有する市民の個人情報を地域団体等に提供することは難しいという意見
- ・危機管理や地域の活性化等のために地域団体等が市民の情報を共有できるように市が支援する仕組みづくりが必要との意見

→「市民の情報発信と共有」の解説に、地域で情報共有を行うための市の支援のあり方について、市民と地域を含めた検討を市長と議長に求める旨追加しました。

その他

→解説の文言を整理しました。

第3章 補完

より身近なところで問題解決に取り組むという補完（性）の原則から、地域コミュニティはとても重要になります。そのため、ここで地域コミュニティに関する規定を設けます。

また、総合計画は、「市民、市議会、市長等が共有するまちづくりの目標を定め、三者の役割分担を具体的に明示するもの」であり、補完（性）の原則に基づいて策定されるべきものであるため、「補完」に位置づけて規定します。

第9回小委員会での議論

・補完の原則の内容を再度検討することになった。

→補完の原則の修正に伴い、「第3章補完」の説明文を修正しました。

(地域コミュニティ)

- ・市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識し、守り、育てるよう努めること。
- ・市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めること。

【解説】

地域での生活は、人と人のつながりや助け合いを無くして営まれることはありません。そこで、補完の原則に基づきより身近なところで課題解決を行う基盤となる地域コミュニティについて、市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティの担う重要な役割を認識し、地域コミュニティを守り育てるよう努めることを規定します。

市は、地域コミュニティを守り育てるために、必要な財政援助や職員の地域担当者を配置することなど、積極的な取り組みが求められます。

また、市民一人ひとりが、自治会をはじめ、様々な団体による地域コミュニティの活動に主体的に関わっていくことが重要です。そこで、市民が、主体的に地域コミュニティの活動に参加することを通じて、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するよう努めることについて規定します。

なお、地域コミュニティのもつ重要性に鑑みて、策定委員会においては、新しい地域自治組織も含め三田市のこれからの地域コミュニティのあり方をめぐって議論が交わされましたが、結論をまとめることはできませんでした。新しい組織の可否を含め、本市のこれからの地域コミュニティのあり方等について慎重に検討し、この条例の見直し時に反映させることを市長及び議長に求めます。

第13回策定委員会での議論

策定委員会では地域自治組織について、次のような意見があった。

- ・「地域自治協議会を設立できる」ことは最低限盛り込みたいとの意見
 - ・「地域自治協議会」という名称を盛り込むのは時期尚早との意見
 - ：新たな組織をつくるよりは、既存の活動をベースにして地域活性化を考えていくほうがよい
 - ：地域のつながりや地域力を作り出すための働きかけや取り組みを規定してはどうか
- これらの意見を踏まえて、地域コミュニティのあり方について検討することを市長及び議長に求める。

第7回小委員会での議論

- ・市の職員による地域担当制が、いかに地域の中で協働のまちづくりに寄与するものになるのかを盛り込まないといけないのではないかという意見があった。
- 解説に盛り込みました。

参考（委員長案）

（地域コミュニティ）

- ・市民、市議会及び市長等は、コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識し、守り、育てるよう努めること。

【解説】

- ・地域での生活は、人と人のつながりや助け合いを無くして営まれることはありません。自治会をはじめ、様々な団体による活動が地域で行われていますが、市民一人ひとりが、こういった地域活動に取り組むことを通じて、安心して心豊かに暮らすことのできる地域づくりにつながることを求められます。そこで、まちづくりを行うに当たって、市民の主体的な活動の基盤となる既存の地域コミュニティについて、市民、市議会及び市長等は、その役割を認識し、守り育てることを規定します。

(総合計画)

- ・ 市長は、市民、市議会、市長等のまちづくりを担う多様な主体が共有するまちづくりの目標として、総合計画を定めること。
- ・ 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的な取組みを定める基本計画で構成すること。
- ・ 市長は、総合計画を定めるに当たっては、市議会の議決を経なければならないこと。
- ・ 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを図ること。
- ・ 市長は、各分野別の個別計画を策定するときは、総合計画の実現に向けて具体化する内容にしなければならないこと。

【解説】

- ・ 総合計画について、この条例でその法的根拠や性格等を規定することとします。
市民主体のまちづくりを進めるためには、第2章の情報共有を前提に、市民、地域コミュニティ、市議会、市行政などまちづくりに関わる様々な主体がまちづくりの目標を共有する必要があります。よって、この条例において、「総合計画」を「まちづくりを担う多様な主体が共有するまちづくりの目標と役割分担を明示するもの」であることを定めます。そして、それぞれの役割分担を明らかにしていくにあたっては、より身近な主体がより身近なところで解決していくべきという補完（性）の原則にのっとりて検討されるべきことを規定します。そのため、「補完」の章に位置付けます。
- ・ 上記の総合計画の意義から、市民参加とともに、議会の議決を経て策定しなければならないことを規定します（市民参加については、第4章で規定しています。）
なお、総合計画以外の市の重要な計画への議会の関与については、議会での議会基本条例についての議論の動向を踏まえて、当条例への規定の要否を検討することとします。
- ・ 総合計画が絵に描いた餅とならないように、市長等は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを行わなければならないことを規定します。総合計画の評価の手續等については、「第8章評価」に規定することと

しますが、総合計画の進捗状況は、検証の中立性、公正性の確保の観点から、第三者機関等によって評価がなされることが重要です。よって、議会の関与のあり方等を含め、総合計画の位置づけにふさわしい進捗状況の検証の仕組みについて市が構築することを、策定委員会として市長及び議長に提言します。

- ・総合計画における目標達成のために、市長が策定する個別計画が総合計画に即しその内容を具体化したものでなければならないことを規定します。

第2回小委員会での議論

- ・総合計画を「市民（事業者）、市議会、市行政が共有するまちづくりの目標」と位置づけ、「総合的かつ計画的な市政運営を図るため」「市の最上位の計画」といったことは盛り込まない。
- ・総合計画は、基本構想と基本計画で構成されることとその内容を明記する。
→文言追加に伴い、項を2つに分けました。
- ・総合計画を定める主体を、「市長等」から「市長」に改める。→修正済
- ・総合計画以外の市の重要な計画への議会の関与については、議会での議会基本条例についての議論の動向を踏まえて、当条例への規定の要否を検討することとする。→解説に記載
- ・第2、第3項目は総合計画以外の市の重要な計画等にまで拡げることとし、「第4章市民」のところで定める。→「企画立案段階からの市民参加」として追加
- ・総合計画の進行管理は、「評価」のところに定める。
- ・市民が参加した第三者機関による検証の仕組みを明記すべきという意見があった。
→内容を具体化することが困難であるため、明記することは見送るが、必要性和仕組みの構築について解説に記載

第7回小委員会での議論

- ・総合計画が直接行政評価の評価基準になるのか、行政評価の結果を総合計画に反映しないのなら、総合計画の評価とは別にしたほうがいいのではないかという意見があった。
→「総合計画」を「市民、市議会、市長等が共有するまちづくりの目標と役割分担を明示するもの」として解説を修正

第9回小委員会での議論

・補完の原則の内容を再度検討することになった。

→補完の原則の修正に伴い、「市民、市議会、市長等」を「市民、市議会、市長等のまちづくりを担う多様な主体」に修正するとともに、解説も修正しました。

その他

→項目を分け、条文案の文言を整理しました。

第4章 市民

市民参加の原則を踏まえ、まちづくりに参加するにあたっての市民の権利と責務、市民参加によって市政を進めるためのルールについて規定します。

【まちづくりへの市民参加】

(市民参加の権利と責務)

- ・市民は、まちづくりの主体者であり、すべての市民がまちづくりに関する情報を知り、まちづくりに参加する権利を有すること。
- ・まちづくりへの市民参加は、自主性と自立性が尊重されなければならない、強制されるものではないこと。
- ・市民は、まちづくりへの参加にあたっては、地域社会の一員として広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持つよう努めること。

【解説】

- ・市民主体のまちづくりを進めるためには、市民がまちづくりに参加することが必要です。そのため、まちづくりの基本原則の一つである「情報共有の原則」と「市民参加の原則」を踏まえて、市民にはまちづくりに関する情報を知る権利とまちづくりに参加する権利があることを改めて規定します。

国籍、民族、性別、年齢、社会的または経済的環境、心身の状況等に関わらず、「すべての市民」が、まちづくりに関する情報を知り、平等な立場でまちづくりに参加する権利を有することは当然の前提としています。

なお、「まちづくりへの市民参加」とは、市民自らが地域の課題解決等に取り組む市民主体の活動に参加する場合と、市政（市が行うまちづくり）に市民が参加する場合の両方を包括して用いています。

- ・まちづくりに参加するにあたっては、市民一人ひとりの自主性、自立性が尊重されなければならないことについて規定します。

よって、まちづくりへの参加を強制されるものではありません。しかし、他方で、住民の地域活動への参加が減少し、地域コミュニティの希薄化などの課題が生じてきており、市民主体のまちづくりを推進していくために、市民がまちづくりに主体的・積極的に関わっていくことが強く求められることはいうまでもありません。「地域コミュニティ」に関する規定のところで、市民が主体的に参加し、

お互いに助け合い、安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に努めることを盛り込んでいます。

- ・ 市民参加によってまちづくりを進めていくための市民の責務について定めます。まちづくりへの参加が権利であっても、責任を持たなければならないことは言うまでもありません。一部の利益のみを強調し、他の利益に配慮しないことは、市民主体のまちづくりを進めるにあたって弊害になります。そこで、市民の責務として、特定の利益等に拘ることなく「地域社会の一員として広い視野に立つ」こと及び自らの「発言と行動に責任を持つ」ことを定めます。

第3回小委員会での議論

- ・ 事業者が取り組むべき特化した責務（社会的責任をもって、調和のあるまちづくり活動を行う等）についての規定をおいてはどうかという意見があった。
【対応案】小委員会で決定する。事業者の特化した責務を規定する場合、「事業者」の定義を整理する。

第8回小委員会での議論

- ・ 子どもの意見を反映できるような、子どもの参加の権利について考えられないかという意見があった。
【対応案】項目を盛り込むか、小委員会で検討する。

第9回小委員会での議論

- ・ 「補完の原則」と「市民参加の原則」の内容を整理することになった。
→「市民参加の原則」に基づく「市民参加の権利と責務」を明確化するため、「市民参加のための環境整備」から関連項目を移し、解説を追加・修正しました。
→大項目名を「市民参加の権利と責務」から「まちづくりへの市民参加」に修正しました。

(市民参加の環境整備)

- ・ 市長等は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、その活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければならないこと。

【解説】

- ・ 市長等は、市民が自主的、自立的に行うまちづくりを尊重するとともに、市民が主体的にまちづくりに取り組めるよう、市民がまちづくり行うに当たっての支援や、まちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければならないことを規定します。なお、この場合の支援や仕組みとしては、市民が行うまちづくり活動の情報提供やコーディネートといったきっかけづくりのほか、必要な財政援助などが考えられます。

第9回小委員会での議論

- ・ 「補完の原則」と「市民参加の原則」の内容を整理することになった。
→ 「市民参加の原則」に基づく市長の責務を明確化するため、「補完のまちづくり」から関連項目を移して「市民参加の環境整備」とし、「まちづくりへの市民参加」に位置づけました。

【市政への市民参加】

(市政への市民参加における市長等の責務)

- ・市長等は、総合計画の策定、市政運営における計画の立案、実施、評価の一連の過程に多様な市民参加の機会を保障し、市民の意見を積極的に取り入れ、市民力と地域力を活かすように努めなければならないこと。
- ・市長等は、市民が参加しやすいように、市政に関する情報をあらゆる広報手段を用いて、積極的にわかりやすく提供しなければならないこと。
- ・市長等は、市民の意見及び提案がどのような形で反映されたかについて、市民に具体的かつ分かりやすく説明しなければならないこと。

【解説】

- ・ここでは、市政への市民参加の権利を確かなものとするための市の責務として、市が適切に環境整備を行わなければならないことについて規定します。市長等は、市政運営におけるP D C A（計画・実施・評価・改善）のサイクルを意識し、その各段階に市民が参加することを保障するとともに、積極的に市民の意見を取り入れなければならないことを規定します。
- ・市政等への市民参加にあたっては、市民が市政の動向について理解していることが重要であり、前提となります。そこで、市長等は、市政に関する情報を、ホームページや広報にとどまらず、フェイスブックやツイッターなども含め、あらゆる手段で、積極的にわかりやすく提供しなければならないことについて規定します。
- ・また、説明会、ワークショップ等多様な市民参加を通じた市民の意見及び提案がどのような形で計画等に反映されたかについて、市長等が具体的かつ分かりやすく説明する責務について規定します。

第3回小委員会での議論

- ・市の政策に関する情報提供について、説明・公表の仕方がHP、広報だけでいいのかという意見があった。

→「市民への情報提供」について第3項目と解説を追加。ただし、「情報共有のための市長等の責務」の「積極的にまちづくりに関する情報の提供、公表」と整理が必要。

その他

→項目の内容を踏まえ、「市民参加のための環境整備」という項目名を「市政への市民参加における市長等の責務」に修正しました。

→総合計画は多様な主体が共有するまちづくりの目標であることから「市政等への市民参加」としていましたが、市長が定めるものであることから「市政への市民参加」に修正しました。

→解説の文言を整理しました。

(企画立案段階からの市民参加)

- ・市長等は、総合計画、市の重要な計画や条例の案を作成しようとするときは、企画・立案の早い段階から多種多様な手法で市民が参加できるようにしなければならないこと。この場合、市長等は、地域、年齢、性別等に配慮して抽選で選んだ市民を加えるなどの工夫をするよう努めること。
- ・市長等は、総合計画及び市の重要な計画を策定しようとするときは、策定された計画案を公表し、広く市民の意見を求めなければならないこと。
- ・市長等は、市民意見を聴取するときは、さまざまな手段を用いることで、より多くの市民から意見を聴取しなければならないこと。
- ・市長等は、市民意見に対する市長等の考え方を整理し、より多くの市民に届くように公表しなければならないこと。

【解説】

- ・市民と市などまちづくりに関わるさまざまな主体が共有する目標や役割分担について定める総合計画や、市の方向性を定める重要な計画、条例については、より市民の意思を反映させるためには、計画等の案が確定する前の企画立案段階から市民が関わるのが不可欠です。そこで、市長等は、総合計画、市の重要な計画や条例の案を作成するに当たっては、抽選で選んだ市民の参加に努めることなど、少しでも多くの市民の意見を反映するために多種多様な手法を用いて、企画立案の早期段階から市民が参加できるようにしなければならないことを規定します。
- ・市長等は、計画等の案が固まった段階で案を市民に公表し、広く市民の意見を求めなければならないことを規定します。この場合には、既に要綱により運用がなされている市民意見の募集手続（パブリックコメント）に加えて、策定しようとする計画等の性質などに応じて、説明会などの会議形式、計画の縦覧方式、市民と市が対等な立場で対話を行う対話型集会、公聴会など、多様な手段を用いて市民意見を聴取しなければならないこととします。
- ・また、市民から提出された意見と、意見に対する市長等の対応（回答）を、より多くの市民に伝わるように公表しなければならないことを定めます。

- ・ なお、市民意見聴取の手法や具体的な手続等必要な事項については、市政への市民参加に関する条例において定めます。

第3回小委員会での議論

- ・ 「市民意見の聴取」の前に、立案の早い段階からの市民参加について項目を追加する。→項目と解説を追加
- ・ 「市民意見の聴取」の第3項目「公表するよう努めなければならない」を「公表しなければならない」に修正する。→修正済
- ・ 市民意見の聴取方法の例示として、「対話型集会」、「公聴会」を追加する。
→解説に追加

その他

→「市民意見の聴取」と内容が重複する部分があるため、「企画立案段階からの市民参加」として包括的に盛り込みました。

(附属機関等への市民参加)

- ・市長等は、附属機関等の委員の選任に当たっては、原則として公募により市民委員を選任しなければならないこと。
- ・市長等は、市民委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を担保するとともに、附属機関等の設置目的や応募人数に応じて、居住地域、性別及び年齢に配慮しなければならないこと。
- ・市長等は、附属機関等の開催情報や会議結果をわかりやすく広報しなければならないこと。

【解説】

- ・既に要綱により運用がなされている附属機関等の委員について、市政への市民参加の仕組みの一つとして明記します。附属機関等の委員の選任にあたって、原則として市民委員を公募することを市長等の責務として規定します。また、市長等は、委員の選任に当たっては、透明性、公平性を確保するとともに、附属機関等の設置目的や応募人数に応じて、居住地域、性別及び年齢に配慮して選任するよう努めなければなりません。加えて、市民がまちづくりに参加しやすい環境整備として、附属機関等の開催予定や議論の結果等をわかりやすく情報提供するよう努めることについても規定します。

第3回小委員会での議論

- ・第2項目「配慮するよう努めなければならない」を「配慮しなければならない」に修正する。→修正済
- ・第3項目
「広報するよう努めなければならない」を「広報しなければならない」に修正する。→修正済

(まちづくりの提案)

- ・市民は、まちづくりについて提案を行うことができること。
- ・市長等は、市民の提案を受けたときは、公正かつ透明な手続きで検討しなければならないこと。
- ・市長等は、当該提案がまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて必要な措置を講じなければならないこと。

【解説】

- ・まちづくりに市民が参加するための具体的取組みとして、市民のほうから、市長等が行うべき取組みについて提案することができることを規定します。

市長等は、市民からの提案を受けたときには、判断の妥当性・透明性等を確保するため、第三者機関による審議等を経て、提案の採否について検討しなければならないことを規定します。

検討の結果、その提案が三田のまちづくりに資すると認められた場合は、市長等は、その実現に向けて必要な措置を講じなければならないことについても規定します。なお、具体的な手続等この規定の詳細については、別途、市政への市民参加に関する条例で定めます。

第3回小委員会での議論

- ・第1項目中の「公益的な観点から」という表現が、分かりにくい、市長の恣意的な判断になりかねないといった意見があった。
→「まちづくりについて提案を行うことができる」に修正し、解説も修正
- ・第2項目中の「真摯に検討しなければならない」を「公正かつ透明な手続きで検討しなければならない」に修正する。→修正済
- ・第3項目中の「公益に資する」を「まちづくりに資する」に修正する。
→修正済
- ・市長等による検討の妥当性が確保できるよう、市長等は第三者機関による審議等を経て、提案の採否について検討しなければならないことを、策定委員会として市長及び議長に求める旨、解説文に明記する。→修正済

その他

→解説の文言を整理しました。

(市政への市民参加に関する条例)

- ・ 市政への市民参加の手法、その他必要な手続については、別に条例で定めること。

【解説】

- ・ 既存の市民参加手法との整合等について検証を行ったうえで、市政への市民参加の手法、その他必要な手続については別途条例で定めることを規定します。

市長等及び市議会が早急に取り組みを開始し、できるだけ早く条例を制定することを、策定委員会として市長及び議長に強く要望します。

また、議会への市民参加のあり方については現在検討中の（仮称）議会基本条例で規定されることを想定しています。

第3回小委員会での議論

- ・ 市長及び議会が早急に取り組みを開始し、できるだけ早く条例を策定することを、策定委員会として市長及び議長に強く要望する旨、解説文に明記する。
→修正済

その他

→解説の文言を整理しました。